

守谷市国際交流 X 運用方針

令和 5 年 11 月 15 日
生活経済部 市民協働推進課

守谷市 生活経済部 市民協働推進課では、X（エックス）を活用した情報発信を行うにあたり、「守谷市ソーシャルメディアガイドライン」に基づいて、次のとおり守谷市公式 X アカウント（以下、「本アカウント」という。）の運用方針を定めます。

- 1 情報発信の目的
拡散性、速報性、共感性の高い X を広報媒体の一つと位置づけ、市内外に守谷市の国際交流事業や異文化の魅力を効果的に発信すること
- 2 利用するソーシャルメディアの種類
X
- 3 アカウント情報
 - (1) アカウント名：守谷市国際交流
 - (2) アカウント ID：@moriya_kokusai
 - (3) アカウント URL：https://twitter.com/moriya_kokusai
- 4 情報発信の主な対象者
 - (1) 市内外における守谷市の国際交流事業や異文化の魅力を総合的に取得したい方
 - (2) 市の国際交流事業や多文化共生に共感する方
- 5 情報発信の内容
情報発信の内容は、以下のとおりです。
 - (1) 守谷市の国際交流事業に関する情報
 - (2) 守谷市の国際姉妹都市及びその国の文化に関する情報
 - (3) その他運用責任者が必要と認める情報
- 6 アカウント運用主体
守谷市 生活経済部 市民協働推進課
- 7 運用責任者、担当者及び運用体制
 - (1) 運用責任者：市民協働推進課長

(2) 担当者：市民協働推進課職員、その他運用責任者が認める者
なお投稿にあたっては、運用責任者の承認（決裁）のもと行うこととします。

8 発信の頻度、タイミング

原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、各担当者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

9 利用者からの投稿等への対応と方法

- (1) 投稿した情報等に対し、返信及びダイレクトメッセージ等の手段により表明された意見・反応等について、原則返信はしません。ただし、運用責任者の判断で業務上必要があると認める場合（市民協働推進課が主催する国際交流事業の詳細に関する問い合わせなど）は返信することがあります。
- (2) 本アカウントからのフォローやリポスト等は原則として行いません。ただし、運用責任者の判断で業務上必要があると認める場合は、国際交流関連団体に対してのみ行うことがあります。
- (3) 利用者が本アカウントにコメント等を投稿するにあたり、以下のような内容の投稿を禁じます。利用者の投稿内容が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ア 個人又は団体の秘密に関する情報

イ 守谷市又は他者の権利を侵害する、又はそのおそれのある情報

ウ 法律、法令等に違反する内容、又はそのおそれのある内容

エ 守谷市、特定の個人、団体等を誹謗中傷する、又はそのおそれのあるもの

オ 政治、宗教活動を目的とするもの

カ 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的財産権を侵害する、又はそのおそれのあるもの

キ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

ク 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる、又はそのおそれのあるもの

ケ 公の秩序又は善良の風俗に反する、又はそのおそれのある内容

コ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる、又はそのおそれのあるもの

サ 有害なプログラム等

シ わいせつな表現などを含む不適切なもの

ス X が定める利用規約に反する内容

セ その他市が不適切と判断した内容

10 遵守事項

法令及び「守谷市ソーシャルメディアガイドライン」を遵守します。

11 著作権

- (1) 本アカウントで発信している個々の情報（文章、写真、イラスト、動画など）に関する著作権は、守谷市又は守谷市に情報提供いただいている提供元に帰属します。
- (2) 本アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

12 免責事項

- (1) 守谷市は、本アカウントにおける情報の正確性、完全性、有用性については細心の注意を払っていますが、それを保証するものではありません。
- (2) 守谷市は、利用者が本アカウントの発信情報を利用又は信用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (3) 守谷市は、利用者により投稿（コメント・写真等）されたコンテンツについて一切責任を負いません。
- (4) 守谷市は、本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合でも一切責任を負いません。
- (5) 守谷市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合があります。

13 お問い合わせ先

守谷市 生活経済部 市民協働推進課

電話：0297-45-1111（代表）

FAX：0297-45-6526

メール：kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp